

NISSAN



屋久島CO2フリーの島づくりの推進に関する協定書

鹿児島県（以下「甲」という。）と日産自動車株式会社（以下「乙」という。）は、再生可能エネルギーである水力の豊富な世界自然遺産・屋久島において低炭素社会の先進的な地域づくりである「CO2フリーの島づくり」の推進に向けた連携事業（以下「連携事業」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携して、鹿児島県屋久島の地域特性を活かした電気自動車の普及、再生可能エネルギーの活用等を通じて、低炭素社会の先進的な地域づくりを推進することを目的とする。

（事業内容）

第2条 連携事業の内容は、次の各号に掲げるものとし、各号の詳細、具体的事項等については、甲乙協議の上、その都度決定するものとする。

- （1）屋久島島内（以下「島内」という。）における電気自動車の普及に関すること
- （2）島内において電気自動車安心して走行できる環境づくりに関すること
- （3）島内の豊富な自然を活かした再生可能エネルギーの活用に関すること

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、法令に基づく開示義務を負う場合を除き、この協定に関して、相手方から提供された情報をこの協定の目的以外に使用してはならない。また、提供の際に秘密である旨が明示されたものを、相手方の同意を得ずして第三者に開示してはならない。

（有効期限）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。但し、有効期間満了の日から1ヶ月前までに、甲又は乙から申し出のないときは、さらに1年更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うものとする。

（協議等の処理）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義等の生じた事項については、甲乙協議して決定する。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成22年8月6日

甲 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事

乙 神奈川県横浜市西区高島1丁目1番地1号
日産自動車株式会社
代表取締役

伊藤 祐一郎

志賀 俊之